

国家地方警察本部長官	齋藤昇
法務総裁	大橋武夫
出入国管理庁長官	鈴木木一
大蔵大臣	池田勇人
国税庁長官	高橋衛
文部大臣	天野貞祐
厚生大臣	黒川武雄
林野庁長官	横川信夫
水産庁長官	冢坂孝平
運輸大臣	山崎猛
電気通信大臣	田村文吉
海上保安庁長官	大久保武雄
経済安定本部総裁	吉田英茂
経済調査庁長官	周東英雄

人事院指令第百号

特別俸給表の適用を受ける職員
 人事院は、別表に掲げる特別俸給表の適用を受ける職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号。以下法という。）の施行日の前日において別表一欄に掲げる職務の級を受ける者の、法施行日における職務の級及び号俸を、それぞれ別表一欄に対応する別表二欄に掲げるものとする。

昭和二十五年十二月二十七日

人事院総裁 浅井清

